

特定大規模災害等における農地保全に係る特定災害復旧等地震すべり防止工事取扱要綱の運用について

令和6年3月1日付け5農振第2861号

特定大規模災害等における農地保全に係る特定災害復旧等地震すべり防止工事取扱要綱（令和6年3月1日付け5農振第2857号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の運用については、要綱第13の規定に基づき、下記のとおり定めたので、事業の実施に当たって遺憾のないようにされたい。

記

1 被災都道府県の知事からの要請の期限について

- (1) 要綱第2の要請（以下「代行要請」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された日又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「復興法」という。）第2条第9号に規定する特定大規模災害等が指定された日から30日以内に行うものとする。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当するときは、(1)の規定にかかわらず、当該ア及びイに定めるいずれか遅い日から30日以内とする。
 - ア 災害による被害状況の把握が著しく困難であると地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）が認める場合は、その把握が可能となったとして地方農政局長等が定める日
 - イ 災害により新たに地すべり防止区域の指定を行う必要が生じた場合は、被災都道府県の知事が当該区域に係る地すべり防止区域指定申請書を農林水産大臣に提出した日

2 軽微な変更について

- (1) 要綱第5第2項及び第8の「軽微なもの」とは、主要な工事の形状寸法、材質等、位置又は工種の変更以外の変更であって、既定事業費の10パーセント以内のものをいうものとする。
- (2) 地方農政局長等は、(1)に規定する軽微な変更を行ったときは速やかにその変更概要を農林水産省農村振興局長に報告しなければならない。

3 事業計画書及び実施計画書の作成について

要綱第5の特定災害復旧事業計画書及び要綱第8の実施計画書は、要綱第3の(1)及び(2)に規定する事業について、それぞれ別に作成するものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和6年3月1日から施行し、令和6年1月1日から適用する。
- 2 令和6年能登半島地震における代行要請は、第1(1)の規定にかかわらず、この通知の施行の日又は第1(2)に規定する日のいずれか遅い日から30日以内に行うものとする。